

○法務省令第四号
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十三日

法務大臣 山下 貴司

厚生労働大臣 根本 匠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第一

一～五 (略)

六 その他(五職種八作業)

職種	作業	試験	試験実施者
(略)			
介護	介護	介護技能実習 評価試験	一般社団法人シルバ ーサービス振興会
リネンサ プライ	リネンサ プライ仕 上げ	リネンサプ ライ技能実習評 価試験	日本リネンサプライ 協会

七 (略)

別表第二

一～六 (略)

七 その他(十四職種二十六作業)

職種	作業
(略)	
介護	介護
リネンサ プライ	リネンサ プライ仕 上げ

八 (略)

改正前

別表第一

一～五 (略)

六 その他(四職種七作業)

職種	作業	試験	試験実施者
(略)			
介護	介護	介護技能実習 評価試験	一般社団法人シルバ ーサービス振興会
(新設)			

七 (略)

別表第二

一～六 (略)

七 その他(十三職種二十五作業)

職種	作業
(略)	
介護	介護
(新設)	

八 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。